

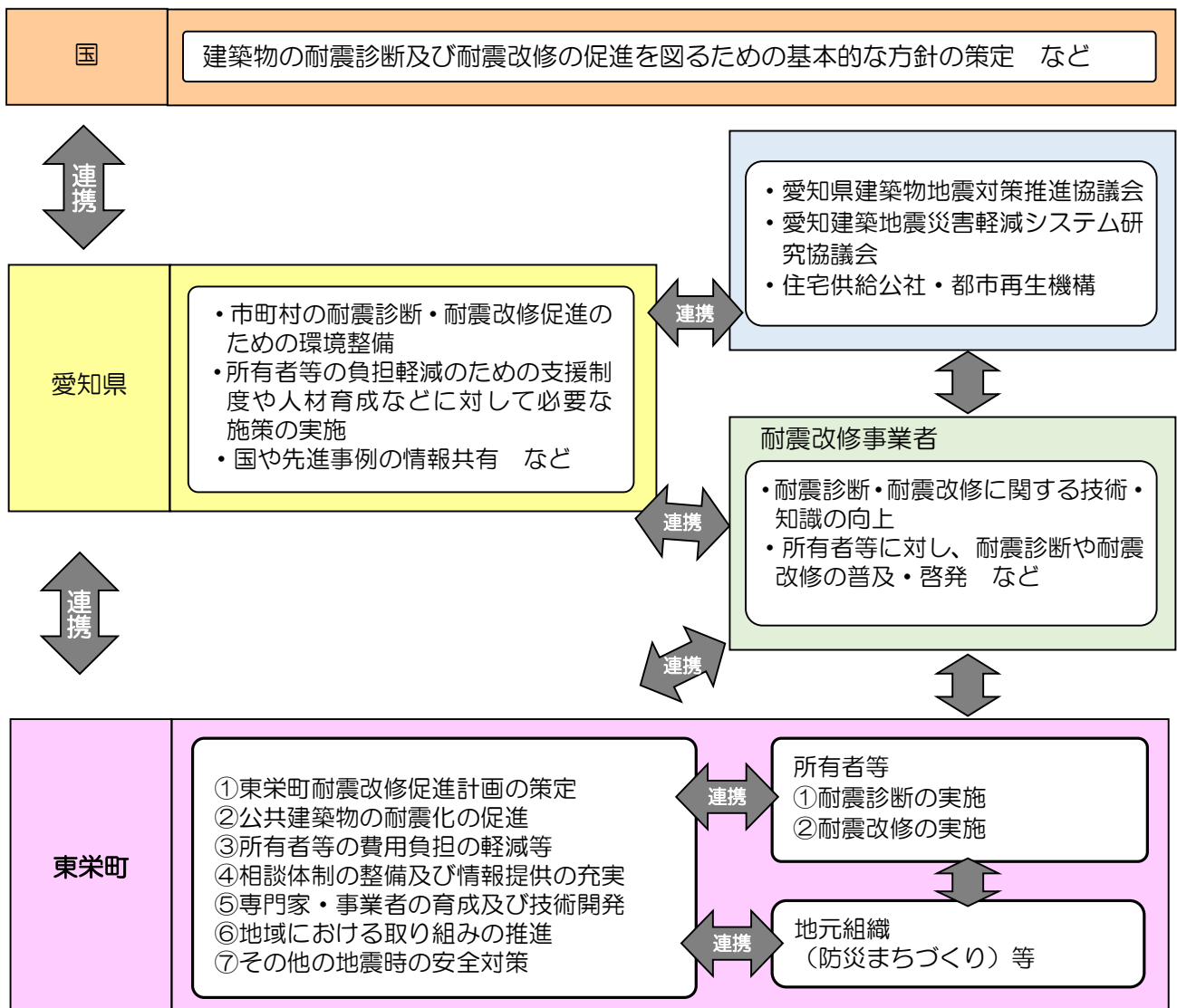
第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

3-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や愛知県、本町は、本計画で示している耐震化・減災化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化及び減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化及び減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化及び減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図一 国・愛知県・東栄町・所有者等の役割分担



3－2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

(1) 愛知県との連携

耐震改修促進のための法に基づく指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁等が行うことと定められており、本町内における指導等は愛知県が行うこととなります。

このため、本町は、愛知県との連絡・協議体制を整備し、情報を共有するとともに、連携して指導等を進めます。

また、本町は、県と市町村で構成されている「N 倍プロジェクト※」への参加等により、情報を共有するとともに連携して的確に耐震化を促進します。

※N 倍プロジェクトとは

耐震改修事業者（設計者・施工者）と行政（県・市町村）が連携して、耐震改修を強力に進めていくためのプロジェクトです。耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震推進事業者を支援するツールの作成、愛知県耐震改修ポータルサイトの運営などについて、情報共有や意見交換を行い、耐震改修を進めるための様々な取り組みの検討・実施を行っています。

(2) 公共施設管理者間の連携

防災上重要な建築物や多数の者が利用する建築物には、町有の建築物の他に、他の公共機関が所有する建築物が含まれます。

このため、他の公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を推進するものとします。

(3) 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本町を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会等の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

本町では、推進協議会の取り組みと連携し、耐震化促進体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進してきました。

具体的な取り組みとしては、役場窓口に県や協議会パンフレットを設置して所有者への啓発・普及活動を行っています。

愛知県建築物地震対策推進協議会において、令和 2 年度に、耐震改修事業者リストが作成・公表されています。

(4) 地元組織との連携

自主防災組織は、災害発生時に地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるために、非常に大きな役割を担っています。

本町では、14 の自主防災会が組織されています。自主防災会と連携を取りながら防災訓練を共同で実施することで、実際の緊急時での対応力向上を図るとともに、自助・共助・公助により地域防災力の向上に努め、耐震化の促進など防災知識の普及・啓発を目指しています。

(5) 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本町では、建設課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口や出前講座を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口の充実を図ります。

建設課 ☎0536-76-1813

2. 東栄町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本町では「東栄町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を、令和 3 年 4 月に策定しました。本プログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的としています。

3-3 普及・啓発

住宅・建築物の耐震化及び減災化を推進するためには、町民の防災意識や、耐震化に対する理解の向上を促すことが重要です。

このため、様々な普及・啓発に関する取り組みを行ってきましたが、未だに耐震化率は低い状況にあるため、地震発生時の危険性、耐震診断や耐震改修の重要性について更なる普及・啓発を図り、耐震化を促進します。

1. 東栄町防災ハザードマップの活用

本町では、令和 3 年度に地区自主防災会と防災士の協力により、「東栄町防災ハザードマップ」を更新しました。このハザードマップは町内全戸に配布するとともに町ホームページにおいて WEB 版の公開を行うなど、防災啓発に役立てています。

また、実施が可能な地区から試験的に防災ハザードマップを活用した訓練等を実施し、より一層の町民の意識啓発等を図っています。

2. 説明会等での周知

本町では、町内一斉に自主防災会と共同で防災訓練を実施し、避難行動や連絡体制を確立し、情報を共有しています。これらの場を活用して、防災の重要性や耐震化の必要性を積極的に周知します。

また、必要に応じて防災教育や訓練実施を効果的に展開するための研修会開催や情報の共有などを図る防災士連絡会を随時実施しています。

さらに、各団体や住民の集まりからの要請による出前講座では、防災や耐震化としてのメニュー登録を行っています。今後も継続して、講師を依頼するなどこれらの場を活用して、防災の重要性や耐震化の必要性を積極的に周知します。

3. インターネット等での情報提供

本町ホームページでは耐震診断・耐震改修の支援制度の紹介や、作成されたハザードマップの掲載を行うとともに、テレビで情報が視聴できる「とうえいチャンネル」でも放映し、普及・啓発活動に努めています。また、令和3年度には本郷地区にて「ダイレクトメールの送付」や「ポスティングPR」「訪問PR」「回覧板PR」など、様々なかたちでの普及・啓発活動に努めています。



とうえいチャンネル（12ch）

木造住宅耐震診断補助金

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断が無料で受けられます。

調査員がご自宅に伺い、2時間ほど部屋の内外や天井裏、床下を調査します。家具を移動させるような準備は不要ですが、天井裏と床下を確認できるようにしておいてください。

調査から1か月ほどで結果報告書を調査員からお渡しします。耐震性の有無、耐震改修工事にかかる費用等が分かります。

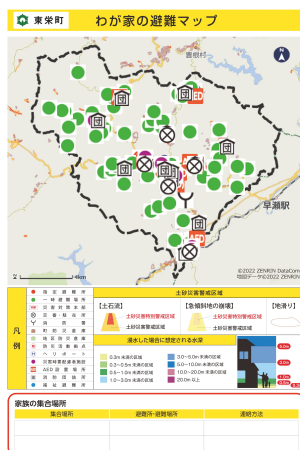
診断により耐震性がないと判定された場合、耐震改修工事の費用を最大100万円補助する制度があります。

お申し込みは事業課へ申請書をご提出ください。



問合せ 事業課 ☎76・1813

広報とうえい(令和2年8月号)



東栄町 わが家の避難マップ

3-4 重点的に耐震化を進める区域の設定

1. 重点的に耐震化を進める区域

地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、耐震化を重点的に促進することは、町全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられます。そのため、計画作成当初に本町において重点的に耐震化を進める区域を定め、効果的な耐震化を図ることとしました。

2. 重点的に耐震化を進める区域に対する取り組み方針

計画作成当初に定めた重点的に耐震化を進める区域は、本郷周辺地区です。

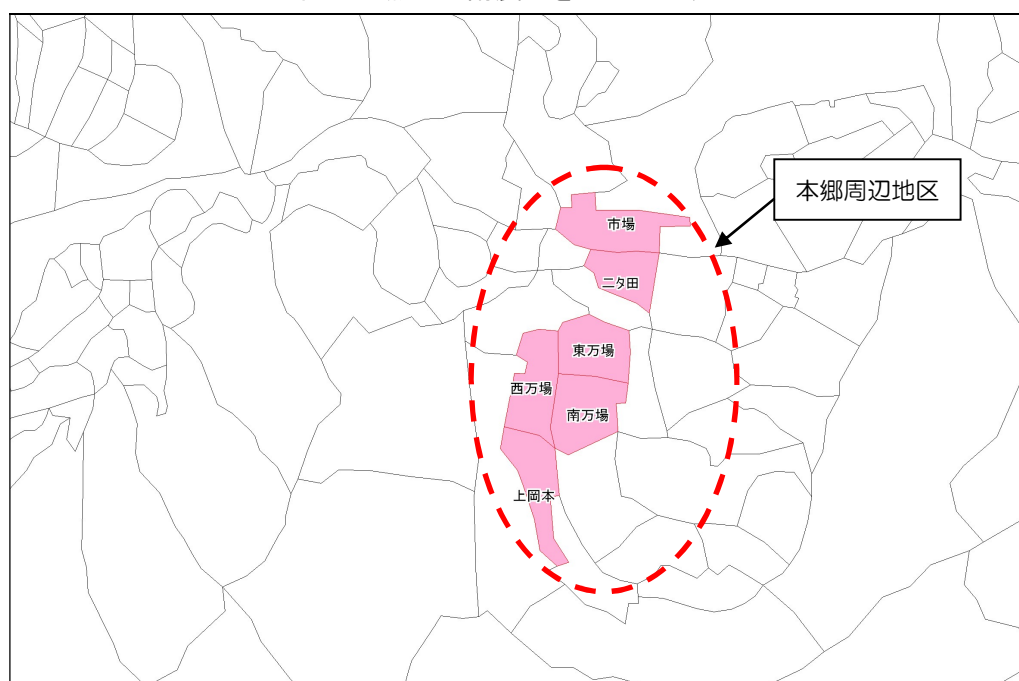
「重点的に耐震化を進める区域」の本郷周辺地区は、町内会等のよりきめ細やかな単位による地域主体の防災まちづくり活動について積極的に促進・支援しています。

本郷地区自主防災会の実施する防火訓練では、組長主導による組単位での一時避難と二次避難場所への避難、二次避難場所での無線訓練、消防団員による消火栓訓練を行い、本町と自主防災会が連携して、避難者数や被害状況を無線報告する訓練を実施しました。

また、令和3年度は耐震診断実施の啓発チラシのポスティングを行う等、住宅の耐震化促進のための普及・啓発活動を優先的に実施しています。

今後も本町は地区の自主防災会との連携を図りながら、地域主体の防災訓練を促進・支援していきます。

図一重点的に耐震化を進める区域



3-5 関連する安全対策

1. ブロック塀等の安全対策

ブロック塀や自動販売機が倒壊・転倒した場合、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路が閉塞されることにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

本町では平成30年度と令和3年度にコンクリートブロック塀等の点検を実施し、点検結果のチェックシートとともに啓発文をポスティングして所有者へ改修を促しています。

今後はさらに、ブロック塀等の危険性や安全対策の取り組みについて町広報紙やホームページ等を通じて町民へ周知を行うとともに、愛知県と連携をとり危険なコンクリートブロック塀等の点検、改修指導の強化充実を図っていきます。

2. 窓ガラス・天井の落下防災対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井、また建築物に設置された看板類等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を与える危険性があります。

そのため、本町では窓ガラスやつり下げ天井、看板等の落下による危険性や窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、安全対策の手法などについて、町広報紙にて周知しています。

3. 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難に支障が生じたりすることが考えられます。

そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止の知識に関して町広報誌にて周知しています。今後も、町広報紙やホームページ等を通じて町民に周知を図ります。

4. 建築物の敷地の安全対策

本町内には約640箇所の土砂災害危険箇所が指定されています。地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を実施しています。

今後は、地震による土砂災害から既存住宅・建築物を保全するため、建築物の敷地についての安全対策も推進していきます。

第4章 住宅・建築物の耐震化促進

4-1 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

1. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本町では、木造住宅の無料耐震診断は平成14年度から、耐震改修は平成20年度から補助制度を設置し耐震化を支援しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」や、愛知県の補助制度である「民間住宅耐震診断補助事業」と「民間住宅耐震改修費補助事業」の活用をしていきます。

表一本町における現在の無料耐震診断及び耐震改修費助成

区 分	対象等	概 要
無料耐震診断	対象となる建築物	・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の2階建以下の木造住宅で、現在居住されている以下のいずれかの住宅が対象となります。 ① 戸建て住宅 ② 併用住宅 ③ 長屋又は共同住宅
耐震改修費助成	対象となる改修工事	・町が実施する民間木造住宅耐震診断（無料）を受けた住宅で、判定値が1.0未満と診断された住宅を、判定値1.0以上となるように補強するための耐震改修工事。 ・（一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で得点が80点未満と診断された住宅を、判定値1.0以上となるように補強するための耐震改修工事。
	補助限度額	・木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震性を高めるための工事に対し、東栄町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱により、1戸当たり100万円を上限として費用の補助を行います。

2. ブロック塀撤去や改修の推進

本町では、平成30年度において通学路や小学校を中心として徒歩で往来できる範囲の区域を愛知県の協力によりブロック塀の緊急安全点検を実施しています。

今後においては、各地区の避難路を中心とした町内全域の点検を実施して、結果を通知するとともに、危険な施設に対しては撤去や改修などによる解消を推進し、一部点検を実施した箇所については結果を通知し、説明を行っています。

3. 住宅に係る耐震改修促進税制

耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として講じられています。これらによって住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになりました。本町では愛知県と協力しながら、町民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み耐震化促進を図ります。

4-2 低コスト耐震化工法の普及

本町では愛知県と協力し、住宅の耐震診断事業や耐震改修費補助事業を行っています。しかし、民間住宅の耐震改修に要する費用は高額になることが多く、改修費補助を受けても所有者等の自己負担は高額となり改修に踏み切れない状況となっています。

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうしたなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。

この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。

その協議会の活動として、平成 17 年度に実施した「あいち住宅の耐震補強技術コンペ」等を契機として、平成 18 年度から耐震補強効果が定量的に確認できるものを評価し、耐震改修工事を計画するときの参考に、各メーカーの工法の特徴がわかりやすくまとめられています。

本町においても、PR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に取り組めるように図っていきます。

4-3 地域における耐震化の取り組みの促進

住宅の所有者個人に任せた耐震化はなかなか進まないと予想されますが、地域が一体となって耐震化に取り組んだ場合、効果的・効率的に耐震化を進めることが可能と考えられます。

そのため、本町では実施可能地区から試験的に防災ハザードマップを活用した、防災訓練等の実施を予定しており、土砂災害警戒区域箇所の把握や避難路の確保の検討を地区住民同士で話し合うことにより、家屋の耐震性の必要性を認識するなど、自主防災組織の育成・充実・強化等や防災士の育成を図り、地域の防災意識を高揚し、地域が一体となった耐震化の促進に努めるように推進します。

また、このような促進に努めるため、本町では防災士資格取得のための補助金を給付しています。

4-4 公共建築物の耐震化促進

1. 本町が所有する建築物の耐震化

本町が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

(1) 対象建築物

対象とする建築物は、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で、「多数の者が利用する建築物」に該当しないものも含めた本町が所有管理する建築物とします。

なお、昭和 56 年 6 月以降の建築物についても、建築物の形態等により耐震性が不十分である場合には、耐震診断・耐震改修を実施していきます。

(2) 対象建築物の現状

本町の公共施設においては、耐震診断が未実施の施設も多数あるため、国・県の補助制度を活用しながら防災上重要な建築物を優先に、耐震診断や耐震改修を行い、令和 6 年度に向けて、該当する施設については診断を実施していきます。なお、令和 3 年度において「東栄町公共施設等総合管理計画」の改訂を行っているほか、「東栄町地域防災計画」においては令和 3 年度に避難所の見直しを実施しました。

施設の詳細については「東栄町公共施設等総合管理計画」に掲載されています。

(3) 対象建築物の耐震化

耐震診断が未実施の建築物については早急に耐震診断を実施し、その上で耐震改修の必要な建築物は、優先順位を設定したうえで耐震化を図ります。令和 4 年度においては、避難所として指定している 2 施設「中設楽生活改善センター」と老人憩の家「百寿荘」の耐震診断を行いました。また、東栄町体験交流館「のき山学校」については、利活用計画に基づき、耐震改修等を進めるための実施設計を行いました。

2. 耐震改修の認定体制の整備

耐震改修促進法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。

本町を所管する所管行政庁である愛知県では、そのような状況の変化に備えて、多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定に繋げるため、建築構造専門家の協力を得て地域の総力を挙げ、耐震診断の審査や耐震改修計画を評定する体制を整備することとしています。

こうしたなか、本町としては、耐震改修計画の制度周知を図るとともに随時相談可能な体制を整えており、その認定が円滑に行われるよう、愛知県と協力していきます。

第5章 計画達成に向けて

本町は、本計画で定めた住宅・建築物の耐震化目標の達成に向けて、次のように取り組みます。

耐震化を促進することが重要としている公共建築物については、耐震化が各促進計画等に沿って進んでいるか進捗状況を定期的に確認しながら促進を図ります。

住宅については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績を基に除却や建て替えの状況を踏まえ、進捗状況の確認を行います。

なお、愛知県は、この進捗状況の確認について、市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うとしています。特に計画期間の中間年である令和7年度には、進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、「愛知県建築物耐震改修促進計画」の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとしています。

本町においても、愛知県と併せて PDCA サイクルによる進捗状況の管理を行い、必要に応じて本計画の見直しや新たな取り組みを検討します。

また、行政区や自主防災組織と情報の共有化を図り、適切な住宅管理を行い、本計画の達成に取り組んでいきます。